

【z243】調整数表

勤務公署	職員	調整数
保健福祉部健康衛生総室	麻薬取締員	二
保健福祉事務所	(1) 危険な病原体等の病理試験又は細菌検査を直接行う業務に従事することを常例とする獣医師、薬剤師、臨床検査技師及び衛生検査技師	二
	(2) (1)に掲げる業務の補助作業に従事することを常例とする職員	
	(3) 食鳥検査を直接行う業務に従事することを常例とする獣医師(特別調整額の支給を受ける者を除く。)	
児童相談所	(1) 一時保護された児童の指導に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士	二
	(2) 一時保護された児童の指導に直接従事することを本務とする看護師	一
食肉衛生検査所	食鳥検査を直接行う業務に従事することを常例とする獣医師(特別調整額を受ける者を除く。)	三
若松乳児院	(1) 保育士	三
	(2) 看護師及び准看護師	二
福島学園	児童指導員、児童自立支援専門員、児童生活支援員及び保育士	三
郡山光風学園	(1) 児童指導員及び保育士	二
	(2) 看護師	一
大笹生学園	(1) 児童と起居を共にする児童指導員及び保育士	四
	(2) 児童指導員及び保育士((1)に掲げる者を除く。)	三
	(3) 児童と起居を共にする看護師及び准看護師	二
	(4) 看護師及び准看護師((3)に掲げる者を除く。)	二
総合療育センター	(1) 児童指導員及び保育士	二
	(2) 理学療法士、作業療法士及び柔道整復師	
	(3) エックス線その他の放射線による診療又は照射の業務を患者に対して行うことを常例とする診療放射線技師	
	(4) 言語訓練の業務に従事することを常例とする職員	
	(5) 危険な病原体等の病理試験又は細菌検査を直接行う業務に従事することを常例とする臨床検査技師	

総合療育センター	(6) 心理療法又は心理判定の業務に直接従事することを本務とする心理判定員	一
	(7) 看護師及び准看護師	
女性のための相談支援センター	(1) 生活指導員	二
	(2) 心理療法又は心理判定の業務に直接従事することを本務とする心理判定員	一
総合衛生学院	危険な病原体等の病理試験又は細菌検査を直接行う業務に従事することを常例とする医師、臨床検査技師及び衛生検査技師	二 二
衛生研究所	(1) 危険な病原体等の病理試験又は細菌検査を直接行う業務に従事することを常例とする医師、獣医師、薬剤師、臨床検査技師及び衛生検査技師	二
	(2) (1)に掲げる業務の補助作業に従事することを常例とする職員	
家畜保健衛生所	家畜の衛生、防疫又は病性鑑定を直接行う業務に従事することを常例とする獣医師(特別調整額の支給を受ける者を除く。)	二
高等学校	学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第四百十条の規定による特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	一
中学校		
特別支援学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手	一
警務部県民サービス課	犯罪被害者等のカウンセリング、相談等を本務とする心理カウンセラー	一
地域部総合運用指令課	(1) 航空機の操縦業務に従事することを本務とする職員	三
	(2) 航空機の整備業務に従事することを本務とする職員	一

(その2) 病院事業職員の場合

病院	1 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	3
	2 結核患者を専ら入院させるための病棟又は精神病患者を専ら入院させるための病棟に勤務する看護師及び准看護師	
	3 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを常例とする医師	2
	4 エックス線その他の放射線による診療又は照射の業務を患者に対して行うことを常例とする医師及び診療放射線技師	
	5 言語訓練の業務に従事することを常例とする職員	
	6 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件の病理試験又は細菌検査を直接行う業務に従事することを常例とする職員	

7 医療相談の業務を患者に直接接して行うことを本務とする職員	1
8 精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする職員	
9 エックス線その他の放射線を使用する診療を受ける患者の介添えの業務を常例とする看護師及び 准看護師	